

ASI 加工・流通 過程の管理 (CoC) 基準

第1版

2017年12月



アルミニウム管理イニシアチブ (ASI)

ASI はアルミニウムのバリューチェーンに関する非営利の標準化および認証機関である。

当団体のビジョンは、持続可能な社会に対するアルミニウムの貢献を最大化することである。

当団体のミッションは、アルミニウムの責任ある製造、調達および管理について認識し、協力して発展させていくことである。

当団体のバリューは、以下に示すものである。

- 全ての関連するステークホルダーグループの代表者の参加を促進および実現することにより、当団体の業務および意思決定プロセスを開かれたものにする。
- 鉱山から下流のユーザーまで、すなわちボーキサイト、アルミナ、アルミニウムのバリューチェーン全体にわたる理解を促進すること。
- 採掘、製造、使用、リサイクルというアルミニウムのライフサイクルにおいて責任を共有する素材管理を推進すること。

全般的な問い合わせ先

ASI はこの文書に関する質問やフィードバックを歓迎する。

Email : info@aluminium-stewardship.org

電話 : +61 3 9857 8008

郵便 : PO Box 4061, Balwyn East, VIC 3103, AUSTRALIA

ウェブサイト : www.aluminium-stewardship.org

免責事項

この文書は、ASI 定款、または適用される国、州、地方自治体の法律、規則または本文書に含まれる事項に関するその他の要請による要求事項を置換する、抵触する、またはその他の方法で変更することを意図するものではなく、またそれを実施するものでもない。この文書は、一般的な指針のみを示すものであり、本文書に含まれる事項に関する完全かつ権威ある言明とみなしてはならない。ASI 文書は時折更新されており、ASI ウェブサイトに掲載されたバージョンは、それ以前のあらゆる他のバージョンに優先する。

ASI の公用語は英語である。ASI は、さまざまな言語で翻訳を用意することを目指しており、これらは ASI ウェブサイトに掲載される予定である。バージョン間に不一致がある場合は、公用語バージョンへの参照を優先するものとする。

ASI 加工・流通過程の管理基準

目次

はじめに	5
A. 背景	5
B. 目的	5
C. 範囲	6
D. ステータスおよび発効日	7
E. 基準開発	7
F. 適用	7
G. 認証	8
H. サポート文書	9
I. レビュー	9
J. 影響の測定	9
K. この基準の読み方	10
ASI 加工・流通過程の管理 (CoC) 基準	12
A. 全般的な「CoC」マネジメント (セクション 1-2)	12
1. マネジメントシステムおよび責任.....	12
2. 「外部委託先」	13
B. 適格なインプットの確認 (セクション 3-7)	15
3. 「一次アルミニウム」：「ASI ボーキサイト」、「ASI アルミナ」、および「ASI アルミ溶湯」に関する個別基準.....	15
4. 「リサイクル・アルミニウム」：「適格なスクラップ」および「ASI アルミ溶湯」に関する個別基準.....	15
5. 「鋳造工場」：「ASI アルミニウム」に関する個別基準.....	16
6. 「鋳造」後工程：「ASI アルミニウム」に関する個別基準.....	17
7. 非「CoC」インプットおよび「リサイクル可能なスクラップ材料」に関する「デューデ イリジェンス」	18
C. 「CoC」の会計、文書化および表示 (セクション 8-12)	19
8. 「マスバランスシステム」：「CoC 材料」および「ASI アルミニウム」	19
9. 「CoC 文書」の発行	20

10. 「CoC 文書」の受領	22
11. 「マーケットクレジットシステム」：「ASI クレジット」	22
12. 表示およびコミュニケーション	24
別紙 1ーASI 「CoC 文書」-テンプレート	25
別紙 2ー「ASI クレジット証明書」-テンプレート	26
用語集	27

はじめに

A. 背景

アルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative：ASI）は、非営利のマルチステークホルダー団体であり、アルミニウムのバリューチェーンのための独立した第三者認証プログラムを運営するために存在している。ASI 認証プログラムは、ASI「パフォーマンス基準」（Performance Standard）およびASI「加工・流通過程の管理基準」（Chain of Custody (CoC) Standard）という2つの任意の基準に対する保証を提供することを主な目標としている。

ASI「パフォーマンス基準」は、アルミニウムのバリューチェーンにおける持続可能性の問題に対処することを目的として、環境、社会、およびガバナンスの原則および個別基準を定義する。「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASIメンバー」は、ASI 認証プログラム開始後2年またはASI 加入後2年のいずれか遅い時期までに、少なくとも1つの「施設」についてASI「パフォーマンス基準」に対する認証を受ける必要がある。詳細については、aluminium-stewardship.org を閲覧されたい。

ASI「加工・流通過程の管理基準」（この「基準」。 「CoC 基準」ともいう）は、ASI「パフォーマンス基準」を補完するもので、「ASIメンバー」による適用は推奨されるものの、任意である。「CoC 基準」は、「ASIアルミニウム」を含め、バリューチェーンを通じて多様な下流部門へ製造および加工される「CoC 材料」の「加工・流通過程の管理」の構築に関する要求事項を定める。

基準では「ASIアルミニウム」に関し、一次（採掘）およびリサイクル（二次）という二つの起点を定める。これらを「マスマルバランスシステム」を通してアルミニウムのサプライチェーンに結びつけるためには、「CoC 認証事業体」からなる途切れのないチェーンによる供給が必要である。

これにより、長くそして複雑なサプライチェーンにより、「CoC 認証事業体」を通して「ASIアルミニウム」を下流企業に直接供給することを妨げられてきた「鋳造工場」に対して、余分な「ASIアルミニウム」を仮想の「ASIクレジット」に割り当てるという選択肢をもたらすことができる。

B. 目的

アルミニウムの責任ある製造、調達および管理に関する独立した保証を提供するために、長きにわたり、世界的なバリューチェーンを通じた「ASIアルミニウム」の供給および需要を増加させることがASIの全体的な目的である。

この「CoC基準」は、以下に示す事項によって責任あるサプライチェーンを支援することを目指している。

- 「アルミニウムのバリューチェーンにおけるマスバランスまたはマーケットクレジットによる「加工・流通過程の管理」の実施を希望する、「製造および加工のメンバーシップクラス」および「産業ユーザーのメンバーシップクラス」に属する「ASIメンバー」に共通の基準を提供すること。ASI「CoC認証」の付与に必要な客観的なエビデンスを提供するために、独立した監査を実施できる要求事項を確立すること。
- 金属サプライチェーンにおける責任ある製造、調達、および管理イニシアチブの確立および改善のための幅広い参考資料として役立つこと。

ASIの「CoC基準」の施行に伴い、ASI「パフォーマンス基準」に基づくサプライチェーンの連続的段階において検証された手法と、ASI認証事業体により製造された製品とを結びつけることができるようになる。

C. 範囲

加工・流通過程管理のマネジメントシステム（「CoC材料」および「適格なスクラップ」の調達、会計処理および搬送用のシステムを含む）を実施する「事業体」および「施設」に対する要求事項を、ASI「CoC基準」は定義する。

「CoC基準」に従って、ASI認証事業体により製造され、かつASI認証事業体に出荷または搬送される、「ASIボーキサイト」、「ASIアルミナ」、「ASIアルミ溶湯」、「ASIアルミ素材」、および「ASIアルミニウム製品」の総称が、「CoC材料」である。



「CoC基準」のさまざまな箇所で、上記のいずれかを意味するものとして「CoC材料」という用語を使用する、または上記のうち特定の用語を使用する場合がある。「ASIアルミ溶湯」および「ASIアルミ素材」は、「ASIアルミニウム」の特定の形態である。「適格なスクラップ」は別種のインプットだが、一般的には再溶解または精製を経て「ASIアルミニウム」に指定されるまでは「CoC材料」とならないため、別のものとして称している。

バリューチェーンの一段階または複数の段階において、「CoC材料」または「適格なスクラップ」と組み合わせて利用されている、その他の金属（合金、めっき、コーティング、ラミネートまたは製品の部品として含まれる）やその他の材料（プラスチック、ガラス、塗料および農産物など）はASI「CoC基準」の範囲外となり、中立原材料として扱われる。

D. ステータスおよび発効日

本書はASI基準委員会によって承認されたASI「加工・流通過程の管理基準」第1版であり、2017年12月12日にASI基準として採用された。第1版は公開日よりその効力を有する。

E. 基準開発

この「基準」の開発は、正式かつ透明性の高いマルチステークホルダープロセスによって支えられてきた。当初このプロセスの監督はIUCNによる調整の下にASI基準策定グループ（Standards Setting Group : SSG）が行い、その後ASI基準委員会に引き継がれ、2014年から2017年の間にわたる4回のパブリックコメント期間、および2017年のパイロットテストで支持された。ASIは、この「基準」に貢献した多数の個人および組織によって提供された時間、専門知識、貴重な情報提供に対して深く感謝する。

ASIはISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards（社会環境基準設定のための適正実施規範）（2014年）に従って基準開発を実施することを目指している。ASIの基準開発プロセスの詳細については、以下に示すウェブサイトで見ることができる。
<http://aluminium-stewardship.org/standard-setting-process/activities-and-plans/>

F. 適用

全ての「ASIメンバー」はアルミニウムの責任ある製造、調達および管理に対するコミットメントを共有しているが、その一方で、それぞれが売買するアルミニウムの加工・流通過程の管理に関しては多様な利害関係、動機および優先順位を有している。そのため、ASI「パフォーマンス基準」に対する「認証」に価値を加える手段として推奨されているものの、ASI「加工・流通過程の管理基準」の「ASIメンバー」による適用は任意である。（「製造および加工のメンバーシップクラス」ならびに「産業ユーザーのメンバーシップクラス」に属する「ASIメンバー」は、ASI認証プログラム開始後2年またはASI加入後2年のいずれか遅い時期までに、少なくとも一部の事業について、適用される要求事項に対するASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受ける必要がある。）

ただし、「CoC材料」、「ASIアルミニウム」または「ASIクレジット」の製造または調達に関する何らかの表示を行いたい場合には、ASI「CoC基準」として定義されているように、「CoC認証」が必須である。「CoC認証」なしでは、このような表示を行うことはできない。

ASI「加工・流通過程の管理基準」は、以下に示すさまざまなサプライチェーン活動に従事する「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	「加工・流通過程の管理基準」での個別基準の適用性											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ボーキサイト採掘	緑	黄	緑	白	白	白	黄	緑	緑	黄	白	黄
アルミナ精製	緑	黄	緑	白	白	白	緑	緑	緑	緑	白	黄
アルミニウム製錬	緑	黄	緑	白	白	白	緑	緑	緑	緑	白	黄
アルミニウム再溶解 ／精製	緑	黄	白	緑	白	白	緑	緑	緑	緑	白	黄
鋳造	緑	黄	白	白	緑	白	緑	緑	緑	緑	黄	黄
鋳造後工程	緑	黄	白	白	白	緑	緑	緑	黄	黄	白	黄

説明：

適用可能	関連性がある場合に適用可能	適用不可
------	---------------	------

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の認証範囲に含まれる。

オレンジに着色された個別基準は、サプライチェーン活動に適用可能な場合がある—より詳細な情報は個別基準の文言および「CoC基準」ガイダンスを参照されたい。

この基準は関心を持つ全てのユーザーが自由に利用できるが、「CoC認証」については、「ASI認定監査人」による適合性の検証に基づいて、「ASIメンバー」または「ASIメンバー」の「管理」下にある「事業体」に対してのみ与えられるものである。

ASIは関連する業界特有の組織による、ASI「加工・流通過程の管理」の「認証」を推奨する。

G. 認証

ASI「CoC基準」は、「ASI認定監査人」が、ASI「CoC認証」を付与する目的で「事業体」の適合性を検証する際に利用するために策定されたものである。ASI「パフォーマンス基準」に対する「認証」も並行した要求事項であることにも留意されたい。これは、「CoC基準」の関連する個別基準に詳記されている。

「事業体」の「CoC認証範囲」は、「認証」を受けようとしている「事業体」が定義するものであり、かかる「事業体」が「CoC材料」の加工、会計処理、出荷または収受に利用する予定の全ての「施設」（および該当する場合は、「外部委託先」）を含める。「ASIクレジット」の購入者については、「ASIクレジット」の収受ならびに会計処理部門とともに、関連する表示または広報を担当する事業部門を「CoC認証範囲」に含めなければならない。

ASI「CoC認証」のステップは、ASI保証マニュアルに述べられている。その概要を以下に示す。

- 「事業体」が「ASI認定監査人」による「認証監査」について、準備を整えて要請する。これは、ASI「パフォーマンス基準」の監査と別に、またはそれと並行して行っても良い。
- 「監査人」は、「認証監査」において、「事業体」が「CoC材料」の調達または供給のために実施するシステムが「CoC基準」に適合していることを検証する。軽微な不適合が発見されると、「事業体」はそれに対処するよう指示される。
- 「事業体」は「CoC認証」を受けることで、「CoC材料」に関する「CoC文書」の発行を開始する権限を与えられる。
- 12～18ヵ月以内に、「監査人」は「CoC認証事業体」の「サーベイランス監査」を実施して、システムが「CoC文書」の発行および受領等を含めて有効に機能していることを検証する。「認証監査」中に発見されたあらゆる軽微な不適合は、「サーベイランス監査」の前に対処されていなければならない。
- 3年の「認証」期間が経過した後、「CoC認証」を更新するためには、「認証監査」が必要である。さらにその後12～18ヵ月以内に「サーベイランス監査」が実施される。

H. サポート文書

以下に示す文書は、「CoC基準」の施行に役立つサポート情報を提供するものである。

- ASI「CoC基準」ガイダンス
- ASI表示ガイド
- ASI保証マニュアル

ASI「パフォーマンス基準」には、「CoC基準」を適用する「事業体」にも適用される要求事項が含まれている。「パフォーマンス基準」はアルミニウムのバリューチェーンにおけるガバナンス、環境および社会的な問題を対象としており、「CoC基準」と併せて精読されたい。

I. レビュー

ASIは、この「基準」について、最初の発行から5年後となる2022年までに、または必要があればそれ以前に、正式なレビューに着手する。とりわけ、ASIは次回のレビューにおいて、ASI「マーケットクレジットシステム」が移行メカニズムとしての役割を果たすことを意図されていることに鑑み、ASI「マーケットクレジットシステム」の実施および有効性のレビューを実施する決意である。関係者はいつでも改訂または明確化の提案を提出することができる。ASIはこうした提案を文書化し、次のレビュープロセスにおいて検討する。ASIは、これらの基準の適切性および達成可能性を確保するために、ステークホルダーおよびメンバーとともに継続的に業務を遂行する。

J. 影響の測定

ASI 監視および評価（Monitoring and Evaluation（M&E））プログラムは、ASI「認証」の影響を評価するために策定されたものである。影響とは、この「基準」が対処しようとする、あ

るいは基準プログラムを理解し実証する上で重要である持続可能性の分野における長期的な変化である。ASI の M&E プログラムは、短期的および中期的な変化を測定することにより、その長期的な影響への寄与を理解し、また、ASI 「認証」プログラムの改善方法を確認するものである。

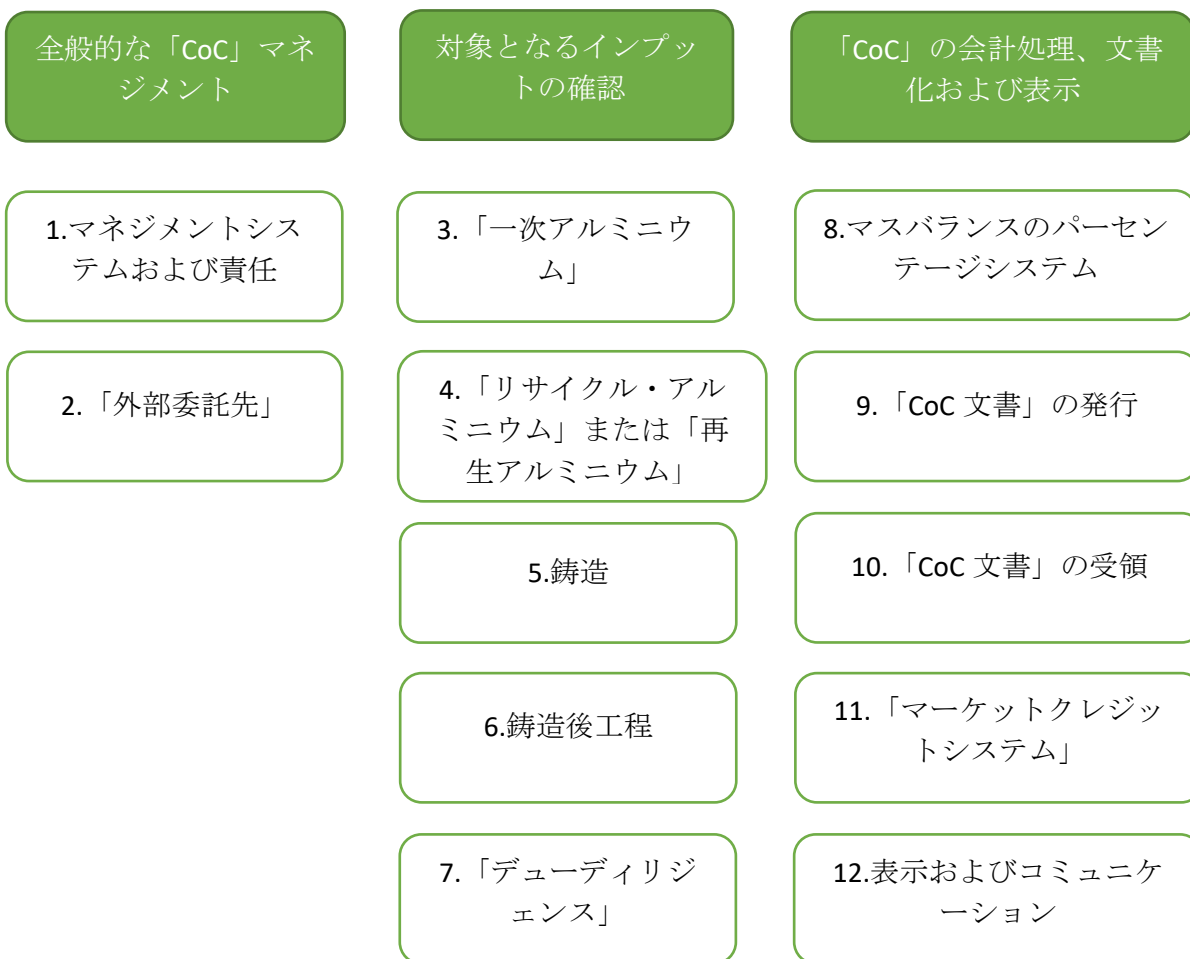
このプログラムの開発および施行にあたって、ASI は、ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards（社会環境基準設定のための適正実施規範）（2014 年）に準拠することを目指している。ASI は、営業上の機微情報を扱う場合は、ASI の反トラスト遵守方針および秘密保持方針に拘束される。 これらの方針は、ASI のウェブサイト <https://aluminium-stewardship.org/about-asi/legal-finance-policies/> で閲覧可能である。

K. この基準の読み方

以下の事項に注意されたい。

- ASI 「CoC基準」は、12の**セクション**があり、3つの**パート**にまとめられている。
- **斜体の文字**は、各**セクションの原則**および**意図**を示しているが、**規範**となるものではない。
- 監査対象となる**個別基準**には、各**セクション**の中で**番号**が付けられている（例えば『1.1』）。
- 日本語版においてカギカッコで囲んだ**一般的用語**および**頭字語**（例えば「事業体」）は、この文書の末尾にある**用語集**で定義されている。

3つのパート、12のセクションは以下に示すようにグループ分けされる。



ASI 加工・流通過程の管理 (CoC) 基準

A. 全般的な「CoC」マネジメント (セクション 1-2)

1. マネジメントシステムおよび責任

セクション1 では、ASI 「CoC 基準」を効果的に施行するうえで「事業体」に必要なマネジメントシステムの一般的な要素を要約している。「事業体」は一つまたは複数の「施設」を有してよいが、ASI のメンバーとしての義務および「ASI 苦情解決制度」と関連付けるため、「ASI メンバー」の「管理」下になければならない。通常、このセクション内の個別基準は、販売、調達および在庫の管理に関連する既存のマネジメントシステムに組み込むことができる。

- 1.1 「CoC 認証」を受けようとする「事業体」は、「製造および加工」または「産業ユーザーのメンバーシップクラス」に属する「ASI メンバー」として適格な要件を具備しているか、そのような「ASI メンバー」の「管理」下であり、よって ASI のメンバーとしての義務および「ASI 苦情解決制度」の遵守に尽力しなければならない。
- 1.2 「事業体」は、全ての適用される「CoC 基準」の要求事項に対応する「マネジメントシステム」を、「CoC 材料」を「保管」する「事業体」の「管理」下にある全ての「施設」において有していなければならない。
- 1.3 「事業体」は、個別基準 1.2 記載の「マネジメントシステム」に対し、施行経験に鑑みた、かつ不適合である可能性のある分野に対応することを目的とした、定期的なレビューおよび更新を確実に行わなければならない。
- 1.4 「事業体」は、適用される全ての「CoC 基準」の要求事項に「事業体」が適合することを確保できる全体的な責任と権限を持った「マネジメント代表者」を少なくとも 1 名任命しなければならない。
- 1.5 「事業体」は、関連する人員に「CoC 基準」上の責任を理解させ、これに対応できるようにするための、コミュニケーションおよび研修の手段を定め、実施しなければならない。
- 1.6 「事業体」は、「CoC 基準」の適用される要求事項全てに対応した最新の記録を維持し、これを最低 5 年以上保管しなければならない。
- 1.7 「事業体」は、該当する場合、毎暦年末から 3 ヶ月以内に以下の情報を ASI 事務局に報告しなければならない。
 - a. 全「事業体」：対象暦年の、「CoC 材料」の「インプット量」および「アウトプット量」。
 - b. 全「事業体」：対象暦年について算出された「インプット率」。
 - c. 全「事業体」：次の「材料会計期間」に繰り越された、対象暦年で最高の「プラス残高」（ある場合）。

- d. 全「事業体」：対象暦年で最高の「内部オーバードロー」（ある場合）、およびそれが示す「CoC 材料」の「インプット量」の割合。
- e. 「リサイクル・アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」：対象暦年の、「適格なスクラップ」の総「インプット量」に、「CoC 認証事業体」から直接供給された「CoC 材料」と指定された「ポストコンシューマスクラップ」および「プレコンシューマスクラップ」ごとの内訳を添えたもの。
- f. 「鋳造製品」の製造に従事する「事業体」：対象暦年に「ASI クレジット」に割り当てられた「ASI アルミニウム」の量。
- g. 「ASI クレジット」を利用している「鋳造後処理を行う事業体」：対象暦年に購入した「ASI クレジット」の数量。

2. 「外部委託先」

「外部委託先」には、自己の名義で「CoC 認証」を取得することを推奨している。しかしながら、長いもしくは柔軟なサプライチェーン、または小規模な企業にとっては「CoC 認証」の取得が困難である場合もあることも認識している。セクション2では、「CoC 認証」を受けようとする「事業体」に対し、その「CoC 認証範囲」に「CoC 認証」を受けていない「外部委託先」を含めることで、かかる「事業体」の保有または支配する「CoC 材料」の加工、処理または製造を「外部委託先」に外部委託できる能力を与えている。

- 2.1 さらに加工、処理または製造を目的として「事業体」の「CoC 材料」を「保管」する「外部委託先」のうち、「CoC 認証」を受けていない外部委託先は「事業体」の「CoC 認証範囲」に明記しなければならない。
- 2.2 「CoC 認証範囲」に「外部委託先」を含めたい「事業体」は、以下の事項を確実に保証しなければならない。
 - a. 「外部委託先」が使用する全ての「CoC 材料」の法的な所有権または「管理」権は「事業体」が有している。
 - b. 「事業体」の認証範囲に含まれる「外部委託先」は、「CoC 材料」の加工、処理または製造を他のいかなる下請先にも委託してはならない。
 - c. 「事業体」は、各「外部委託先」の使用に起因して生じる恐れのある「CoC 基準」不適合に関するリスク評価を行っており、そうした評価に基づいて、そのリスクが受け入れ可能なものであると判断している。
- 2.3 「事業体」は、「事業体」の「材料会計期間」末ごとの（または「事業体」が求める場合はそれ以上の頻度において）、「外部委託先」による「CoC 材料」の「アウトプット量」に関する情報の「事業体」への提供を保証しなければならない。
- 2.4 「事業体」は、「CoC 材料」の「アウトプット量」が、「外部委託先」に提供される「CoC 材料」の「インプット量」と一致していることを検証するシステムを実施し、その検証結果を「材料会計システム」に記録しなければならない。

- 2.5 「CoC 材料」の出荷後に誤りが発見された場合、「事業体」および「外部委託先」はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を実施しなければならない。

B. 適格なインプットの確認 (セクション 3-7)

3. 「一次アルミニウム」：「ASI ボーキサイト」、「ASI アルミナ」、および「ASI アルミ溶湯」に関する個別基準

「加工・流通過程の管理」には起点を定めるものとし、アルミニウムの場合は一次（採掘）またはリサイクル（二次）材料のいずれかを起点とする。セクション3は「一次アルミニウム」に焦点を当てたもので、「ASI ボーキサイト」の要求事項として、ボーキサイト鉱山から採掘され、アルミナ精製業者およびアルミニウム製錬業者を通じてさらに加工されており、かつASI「パフォーマンス基準」（またはそれと同等のもの）に基づき認証されたものとするを定めている。

- 3.1 「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、「ASI ボーキサイト」は以下に該当するボーキサイト鉱山からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
- 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - ASI「パフォーマンス基準」に基づく認証を受けている、またはASI「パフォーマンス基準」と同等であると ASI から正式に認められた「責任ある採掘の基準」に基づく「認証」を受けている。
- 3.2 「アルミナ精製」に従事する「事業体」は、「ASI アルミナ」が以下に該当するアルミナ精製業者からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
- 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - ASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。
- 3.3 「アルミニウム製錬」に従事する「事業体」は、「ASI アルミ溶湯」は以下に該当するアルミニウム製錬業者からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
- 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - ASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。

4. 「リサイクル・アルミニウム」：「適格なスクラップ」および「ASI アルミ溶湯」に関する個別基準

「リサイクル・アルミニウム」は、「ASI アルミニウム」の「加工・流通過程の管理」の起点となりうる第二の材料である。「CoC 基準」では、リサイクルされた「CoC 材料」の「加工・流通過程の管理」における最初の「事業体」がアルミニウムの再溶解または精製（アルミニウムの精製には、「ドロス」およびスラグなどの「ドロス」残灰からのアルミニウムの

回収および精製も含む) 業者であることを想定している。セクション4では、「リサイクル可能なスクラップ材料」の供給者に対して「顧客確認」の原則を適用することを求めている(さらにセクション7の「デューディリジェンス」要求事項も適用される)。このセクションでは、リサイクルされたスクラップ材料およびリサイクル・アルミニウムを製造する「事業体」に対する、ASI「CoC基準」による要求事項を定めている。

- 4.1 「リサイクル・アルミニウム」の製造を目的とした「アルミニウム再溶解/精製」に従事する「事業体」は、「ASIアルミ溶湯」は以下に該当する「施設」からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
 - a. 「事業体」の「CoC認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC認証事業体」の「CoC認証範囲」内にある。
 - b. ASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。
- 4.2 「アルミニウム再溶解/精製」に従事する「事業体」は、「材料会計システム」における「適格なスクラップ」の会計を、以下のいずれかとしてのみ行わなければならない。
 - a. 「CoC認証事業体」から直接供給され、「CoC材料」と指定された「プレコンシューマスクラップ」、または「ドロス」および処理済みの「ドロス」残灰から回収され、セクション7規定の供給者のデューディリジェンスの適用対象となる「アルミニウム」。
 - b. セクション7規定の供給者のデューディリジェンスの適用対象となる「ポストコンシューマスクラップ」で、「事業体」よりポストコンシューマ由来であるとの評価を受けたもの。
- 4.3 「リサイクル・アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解/精製」に従事する「事業体」は、以下を記録するシステムを実施しなければならない。
 - a. 「リサイクル可能なスクラップ材料」の直接供給者全ての識別情報、代表者および操業場所。
 - b. 「リサイクル可能なスクラップ材料」の直接供給者との全ての金銭上のやり取り。単一の支払または関連していると思われる複数の支払の場合、現金の支払いが、「適用法令」定義の関連する金額基準、または10,000米ドル(もしくははこれに相当する金額)のいずれか低い方の範囲内であることを確保する。

5. 「鋳造工場」：「ASIアルミニウム」に関する個別基準

一次および「リサイクル・アルミニウム」の両方において、「鋳造工場」はサプライチェーンの上流と下流の間の「難所」となりやすい箇所である。また、アルミニウムがさらなる材料加工または製造に向けて、利用(または再利用)可能な金属に形成される段階でもある。セクション5では「鋳造工場」が認証を受けるための要求事項、ならびに鋳造工程の一部である「アルミ溶湯」および「アルミ素材」両方のインプットおよびアウトプットについて取り上げる。さらに、「鋳造工場」が、刻印または印刷された「ASIアルミニウム」製

品および「ASI クレジット」のトレーサビリティを自工場のシステムで提供できるようにする必要がある旨についても詳記する。

- 5.1 「一次アルミニウム」または「リサイクル・アルミニウム」からの「鋳造製品」の製造に従事する「事業体」は、「ASI アルミニウム」が以下に該当する「鋳造工場」からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施しなければならない。
- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - b. ASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。
- 5.2 トレーサビリティのために、「鋳造製品」の製造に従事する「事業体」の「材料会計システム」は、「ASI アルミニウム」に物理的に刻印もしくは印刷されている、または「ASI アルミニウム」に添付している固有識別番号を該当する「材料会計期間」の「CoC 材料」の「インプット量」に確実に関連づけるためのシステムを実施しなければならない。

6. 「鋳造」後工程：「ASI アルミニウム」に関する個別基準

「鋳造製品」は半製品化のための幅広い用途、ならびにその後の材料加工、下流での製造および使用に用いられる。「鋳造工場」以降のサプライチェーン（「鋳造後工程」）は非常に多様または断片的であることが多い。セクション6は、「鋳造工場」から直接、または他の下流の事業体を介して物理的な「ASI アルミニウム」を調達し、「CoC 基準」を用いて自らの「ASI アルミニウム」製造に関する表示を行う、「鋳造後工程を行う事業体」に適用される。

- 6.1 「ASI アルミニウム」を調達する「鋳造後工程を行う事業体」は、「ASI アルミニウム」を製造しているのがその事業体自体であり、かつ以下に該当する「事業体」または「施設」からの「ASI アルミニウム」のみを製造していることを確保できるシステムを実施しなければならない。
- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - b. ASI「認証」制度の開始より2年以内、またはASIへの加入より2年以内のいずれか遅い方までに、ASI「パフォーマンス基準」に基づく認証を受ける予定である。
 - c. 他のASI「CoC 認証事業体」から直接「ASI アルミニウム」を調達している、または対応する出荷の特定に十分な「補足情報」を含んだ、関連する「CoC 文書」をASI「CoC 認証事業体」が提供または確認できる場合に、金属業者もしくは倉庫を介して、「ASI アルミニウム」を調達している。

7. 非「CoC」インプットおよび「リサイクル可能なスクラップ材料」に関する「デューデリジェンス」

セクション7では「事業体」に、「非CoC材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の供給者に関して、環境、社会、またはガバナンス上の潜在的なリスクを確認する「デューデリジェンス」の実施、およびリスクの回避または軽減のための合理的な措置の実施を求めている。これは責任ある調達を推進するというASIのミッションと整合するものである。これは、「事業体」が非ASIの供給者から調達することを妨げるものではない。

- 7.1 「事業体」は、「アルミニウム」を範囲に含め、かつ最低でもASI「パフォーマンス基準」の以下の個別基準を考慮した、責任ある調達に関する方針を導入し、「非CoC材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の供給者にこれを伝達しなければならない。
- a. 1.2（不正行為防止）
 - b. 2.4（責任ある調達）
 - c. 9.1（人権デューデリジェンス）
 - d. 9.9（紛争地域および高リスク地域）
- 7.2 「事業体」は、自身の責任ある調達に関する方針に基づき、「非CoC材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の供給者による不適合リスクの評価を行い、その結果を文書に記録し、悪影響のリスクが示された箇所については測定可能な形でのリスク軽減措置を講じなければならない。
- 7.3 「事業体」は、ASI「パフォーマンス基準」の個別基準3.2に従い、事業の性質、規模および影響力に見合っており、かつ当事者が、「アルミニウム」のサプライチェーンにおける責任ある調達に関する方針への不適合に関して、その懸念を述べられるような苦情解決制度を確立しなければならない。

C. 「CoC」の会計、文書化および表示（セクション 8-12）

8. 「マスバランスシステム」：「CoC 材料」および「ASI アルミニウム」

「マスバランスシステム」は、途切れのない「加工・流通過程の管理」を作り出すために、「CoC 材料」を扱う一連の「事業体」それぞれが「CoC」に「認証された」「事業体」となることを求めている。バリューチェーンのあらゆる段階で一定期間、「CoC 材料」を「非 CoC 材料」と混合することが認められている。「事業体」の「材料会計システム」を用いて、「CoC 材料」の割合に基づくインプットおよびアウトプットの記録および計算を行う。「CoC 基準」は、「CoC 材料」のアウトプットを『部分的に「CoC」』として割り当てることはできないと規定していることに留意されたい。たとえば、アウトプットの 20% が「CoC」である場合、その 20% は 100% 「CoC」となる（全てのアウトプットが『20% 「CoC」』となるわけではない）。

- 8.1 「事業体」の「マネジメントシステム」には、「CoC 材料」および「非 CoC 材料」の「インプット量」および「アウトプット量」を質量で記録する「材料会計システム」が含まれていなければならない。
- 8.2 「リサイクル・アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、さらに「リサイクル可能なスクラップ材料」についての以下の内訳を「材料会計システム」に記録しなければならない。
 - a. 「ポストコンシューマスクラップ」の「インプット量」。
 - b. 「プレコンシューマスクラップ」の「インプット量」（合計）。
 - c. 「CoC 認証事業体」から直接供給された、「適格なスクラップ適格なスクラップ」である「プレコンシューマスクラップ」の「インプット量」（該当する場合）。
- 8.3 「事業体」の「材料会計システム」は、12 ヶ月以内の「材料会計期間」を定めなければならない。
- 8.4 「事業体」は規定の「材料会計期間」における「インプット率」を以下の計算式を用いて算出し、これを記録しなければならない（セクション 8.5 に該当する場合を除く）。

$$\text{「インプット率」} = \frac{\text{（「CoC 材料」の「インプット量」）} \times 100}{\text{（「CoC 材料」の「インプット量」）} + \text{（「非 CoC 材料」の「インプット量」）}}$$

分子と分母に用いる単位は同一としなければならない。

- 8.5 「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、規定の「材料会計期間」における「インプット率」を以下の計算式を用いて算出し、これを記録しなければならない。

$$\text{「インプット率」} = \frac{\text{（「適格なスクラップ」の「インプット量」）} \times 100}{\text{（「リサイクル可能なスクラップ材料」の「インプット量」）}}$$

分子と分母に用いる単位は同一としなければならない。「適格なスクラップ」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の「インプット量」は、アルミニウム含有量の評価に基づいていなければならない。

- 8.6 「事業体」は規定の「材料会計期間」における「インプット率」を用いて、「CoC材料」の「アウトプット量」を質量で判断しなければならない。
- 8.7 総製造量の一部をなす場合のある「CoC材料」の「アウトプット量」は、100%「CoC材料」として指定しなければならない。
- 8.8 「事業体」が加工により「プレコンシューマスクラップ」を製造し、関連する部分を「適格なスクラップ」として指定することを希望する場合、「事業体」は規定の「材料会計期間」における「インプット率」を用いて「適格なスクラップ」の「アウトプット量」を判断しなければならない。
- 8.9 「事業体」の「材料会計システム」は必ず、「CoC材料」または「適格なスクラップ」の総アウトプットが、「材料会計期間」における「CoC材料」または「適格なスクラップ」の総インプットに適用される「インプット率」を比例的に超えないようにしなければならない。
- 8.10 「CoC材料」が規定の「材料会計期間」内に「事業体」に納品される契約であったが、不可抗力事由が発生した場合、「事業体」の「材料会計期間」は「内部オーバードロー」を次の「材料会計期間」へ繰り越すことができる。
 - a. 「内部オーバードロー」は、「材料会計期間」における「CoC材料」の総「インプット量」の20%を超えてはならない。
 - b. 「内部オーバードロー」は、不可抗力事由に影響を受けた「CoC材料」の量を超えてはならない。
 - c. 「内部オーバードロー」は、次の「材料会計期間」内で精算するものとする。
- 8.11 「材料会計期間」末時点で、「事業体」の「CoC材料」のアウトプットが「プラス残高」である場合、これを次の「材料会計期間」に繰り越すことができる。
 - a. 「事業体」の「材料会計システム」は、全ての「プラス残高」の繰り越しを明記しなければならない。
 - b. ある「材料会計期間」で発生し、次の「材料会計期間」へ繰り越された「プラス残高」は、取り崩さない場合、後者の「材料会計期間」末で失効する。

9. 「CoC文書」の発行

「マスバランスシステム」は、「CoC材料」の出荷時に、正確な「CoC」に関する情報を添付することにより支えられている。「CoC基準」において、要求される一連の「CoC」に関する情報を、「CoC文書」という（テンプレートは別紙1）。「事業体」は、売上請求書や

出荷書類などの通常の出荷プロセスに「CoC」に関する情報を織り込むことがよくある。追加のデータおよび情報を企業の裁量で「CoC 文書」に含めることもできるが、正確かつ検証可能なものでなければならない。

- 9.1 「事業体」は、他の「CoC 認証事業体」または「外部委託先」に発送される「CoC 材料」の出荷または搬送時には毎回必ず「CoC 文書」を添付しなければならない。
- 9.2 「事業体」は、「CoC 文書」には少なくとも以下の情報を必ず含めなければならない。
 - a. 「CoC 文書」の発行日。
 - b. 検証できるよう「事業体」の「材料会計システム」に関連付けられている、「CoC 文書」の参照番号。
 - c. 「CoC 文書」を発行する「事業体」の識別情報、所在地および「CoC 認証」番号。
 - d. 「CoC 材料」を受領する顧客の識別情報および所在地。さらに、顧客も「CoC 認証事業体」である場合、その「CoC 認証」番号。
 - e. 「CoC 文書」内の情報を確認できる、「事業体」の担当者。
 - f. 『「CoC 文書」記載の情報が ASI 「CoC 基準」に適合している』と確認する旨の宣言。
 - g. 積荷内の「CoC 材料」の種類。
 - h. 積荷内の「CoC 材料」の質量。
 - i. 積荷内の全材料の質量。
- 9.3 「事業体」が以下のうち一つまたはそれ以上の活動に従事している場合、その「CoC 文書」に関する「CoC 文書」には該当する「持続可能性データ」も含めてもよい。
 - a. 「アルミニウム製錬」または「アルミニウム再溶解／精製」に従事する、または「鋳造工場」を操業する「事業体」：「材料会計期間」中の「ASI アルミニウム」の製造による、「ASI アルミニウム」1メートルトンごとの CO2 換算トン単位での平均「GHG」排出原単位（スコープ 1 およびスコープ 2）。「鋳造工場」からの排出量を含む。
 - b. 「鋳造後工程を取り扱う事業体」：算出可能である場合、「ASI アルミニウム」1メートルトンごとの CO2 換算トン単位での平均「GHG」排出原単位（スコープ 1 および 2）。受領した「CoC 文書」の 9.3a に記載の情報に基づいて算出する。
 - c. 「鋳造後工程を取り扱う事業体」：「CoC 文書」を発行する「事業体」または「施設」の、ASI「パフォーマンス基準」における ASI「認証」ステータス。
- 9.4 「CoC 文書」に「事業体」または「CoC 材料」に関する「補足情報」が含まれる場合、「事業体」は必ず、客観的なエビデンスによりその「補足情報」の裏付けができるようにしなければならない。
- 9.5 「事業体」は、「事業体」が発行する「CoC 文書」内の情報を検証する合理的な要請に必ず対応できるようにするためのシステムを実施しなければならない。

- 9.6 「CoC 材料」の出荷後に誤りが発見された場合、「事業体」および受領当事者はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を実施しなければならない。

10. 「CoC 文書」の受領

「CoC 材料」を受領する「事業体」は、供給者が発行し添付した「CoC 文書」（セクション 9）も受領することとなる。この情報を確認し、記録することで、「マスバランシステム」の正確性と信頼性を裏付けることができる。

- 10.1 「事業体」は受領した「CoC 文書」内に、個別基準 9.2 および 9.3 に規定の全ての必要な情報が含まれているかを検証しなければならない。
- 10.2 「事業体」は、情報を「材料会計システム」に記録する前に、受領した「CoC 文書」が、添付の「CoC 材料」または「適格なスクラップ」と一致しているかを検証しなければならない。
- 10.3 「事業体」は ASI のウェブサイトを定期的に確認し、供給者の ASI 「CoC 認証」の有効性と範囲を検証するとともに、供給される「CoC 材料」または「適格なスクラップ」のステータスに影響を与える可能性のある変更がないかを確認しなければならない。
- 10.4 「CoC 材料」または「適格なスクラップ」の受領後に誤りが発見された場合、「事業体」および出荷当事者はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を実施しなければならない。

11. 「マーケットクレジットシステム」：「ASI クレジット」

一部の種類の「 casting 後処理」企業にとっては、少なくとも初めは、直接供給者までの途切れない「CoC 認証事業体」の連鎖を構築することが困難に感じられ、そのために「マスバランシステム」の利用を制限しているかもしれない。「マーケットクレジットシステム」では、他の「CoC 認証事業体」または「施設」に「CoC 材料」として搬送されない、「CoC」に「認証された」「 casting 工場」からの「ASI アルミニウム」を、「CoC」に「認証された」「 casting 後工程を取り扱う事業体」に「ASI クレジット」として割り当てることができる。「ASI クレジット」は物理的な材料とは分離されるため、「ASI アルミニウム」と表示される製品などに割り当ててはできない。別紙 2 には「ASI クレジット証明書」のテンプレートを掲載している。

- 11.1 「 casting 製品」の製造に従事する「事業体」は、以下を確保できるシステムを実施している場合、余分な「ASI アルミニウム」を「ASI クレジット」に割り当てることができる。
- a. 「ASI クレジット」に割り当てて分の「ASI アルミニウム」を「事業体」の「材料会計システム」で会計処理している。

- b. 「事業体」の「材料会計システム」が、「ASI クレジット」に割り当てた「ASI アルミニウム」による「鋳造製品」に関する、固有識別番号の関連付けを行うことができる。
 - c. 「ASI アルミニウム」から割り当てられた「ASI クレジット」が「ダブルカウント」されていない。
 - d. 「ASI クレジット」の割り当ておよび発行が、「材料会計期間」内に行われている。「ASI クレジット」の「プラス残高」を次の「材料会計期間」に繰り越してはならない。
- 11.2 「ASI クレジット」の取引は「ASI クレジット証明書」に記録し、供給側と購入側の「事業体」間で電子的に共有しなければならない。「ASI クレジット証明書」を発行する「事業体」は、以下の情報を含めなければならない。
- a. 「ASI クレジット証明書」の発行日。
 - b. 検証できるよう「事業体」の「材料会計システム」に関連付けられている、「ASI クレジット証明書」の参照番号。
 - c. 「ASI クレジット証明書」を発行する「事業体」の識別情報、所在地、連絡先メールアドレスおよび「CoC 認証」番号。
 - d. 「ASI クレジット証明書」を受領する「事業体」の識別情報、所在地、連絡先メールアドレスおよび「CoC 認証」番号。
 - e. 『「ASI クレジット証明書」記載の情報が ASI 「CoC 基準」に適合している』と確認する旨の宣言。
 - f. 『「ASI クレジット」は再取引不可である。「ASI クレジット」は物理的な製品への割り当て、またはその他の形で「ASI アルミニウム」として表示することはできない。』という宣言。
 - g. 「ASI クレジット」の量。
- 11.3 「ASI クレジット」を購入する「鋳造後処理を行う事業体」は、以下を保証できるシステムを保有しなければならない。
- a. 「ASI クレジット」が、購入する「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある「事業体」または「施設」により購入されている。
 - b. 「事業体」の購入する「ASI クレジット」が、購入する「事業体」の「材料会計システム」上で正確に会計処理されており、全ての「ASI クレジット証明書」が検証可能な形で記録されている。
 - c. 「材料会計期間」内に購入済の「ASI クレジット」は、その期間末で失効する。購入済の「ASI クレジット」の「プラス残高」を次の「材料会計期間」に繰り越してはならない。
 - d. 「ASI クレジット」の再取引を行わない。
 - e. 「ASI クレジット」の物理的な製品への割り当て、またはその他の形での「ASI アルミニウム」としての表示を行わない。
 - f. 供給者の ASI 「CoC 認証」の有効性および範囲を ASI ウェブサイトで定期的に検証しており、その業者の「ASI クレジット」を発行できる能力に変更がないか確認している。

- g. 「ASI クレジット」は、「事業体」による初回の購入から最長 5 年間にわたりその「事業体」により購入されている。

12. 表示およびコミュニケーション

「CoC 認証事業体」は、責任あるサプライチェーンを支持している旨を、顧客および消費者に伝えることが推奨されている。「CoC 文書」または「ASI クレジット証明書」に含まれる以外の事項に関する全てのマーケティングおよびコミュニケーションにおける表示は、関連する「ASI 基準」およびASI 表示ガイドによる保証と一致していなければならない。

- 12.1 「事業体」が「CoC 文書」以外で「CoC 材料」に関する、または「ASI クレジット証明書」以外で「ASI クレジット」に関する表示もしくは表明を行う場合、「事業体」は以下を確保できるシステムを保有しなければならない。
 - a. ASI 表示ガイドに一致した方法および形式で行われている。
 - b. 表示または表明内容を裏づける、検証可能なエビデンスがある。
 - c. 表示または表明内容を正確に理解し伝達できるよう、適切な研修を関連する従業員に行っている。

別紙 1-ASI「CoC 文書」-テンプレート

下記文書は「ASI 基準」に基づく単独の「CoC 文書」用のテンプレートとして使用できる。
あるいは、「事業体」は必要な情報を任意の書式に組み入れてもよい。

「CoC 文書」は「マーケットクレジットシステム」に使用してはならない（「ASI クレジット証明書」のテンプレートは別紙 2 を参照）。

ASI CoC 文書			
この CoC 文書に記載の情報は ASI CoC 基準に適合している。			
発行日：		参照番号：	
発行元事業体		受領先顧客	
会社名：		会社名：	
所在地：		所在地：	
ASI CoC 認証番号：		ASI CoC 認証番号 (該当する場合)：	
担当者：		担当者：	
CoC 材料-種類 (該当するものにチェック)			
	「ASI ボーキサイト」		
	「ASI アルミナ」		
	「ASI アルミ溶湯」		
	「ASI アルミ素材」		
	「ASI アルミニウム」		
CoC 材料			
材料の形態	積荷内の CoC 材料の 質量：	全積荷の質量：	測定単位
持続可能性データ (任意)			
鑄造工場-ASI アルミニウムの平均 GHG 排出原単位 (アルミニウム 1メートルトンごとの CO2 換算トン)			
鑄造後工程-ASI アルミニウムの平均 GHG 排出原単位 (アルミニウム 1メートルトンごとの CO2 換算トン)			
鑄造後工程-ASI 認証ステータス (ASI パフォーマンス基準による)			
補足情報 (任意)			

別紙 2ー「ASI クレジット証明書」-テンプレート

下記文書は「ASI 基準」に基づく「ASI クレジット証明書」用のテンプレートとして使用できる。「ASI クレジット証明書」は、「CoC」に「認証された」「鋳造工場」による発行、および「鋳造後工程」の「CoC」「事業体」への搬送のみが可能であることに留意されたい。「ASI クレジット」について、受領する「事業体」が再取引することはできず、物理的な製品への割り当て、またはその他の形での「ASI アルミニウム」としての表示を行うこともできない。

「ASI クレジット証明書」は「マスバランスシステム」における物理的な「CoC 材料」の搬送に使用してはならない（「CoC 文書」のテンプレートは別紙 1 を参照）。

ASI クレジット証明書			
<p>本証明書に記載の情報は ASI CoC 基準に適合している。 ASI クレジットの再取引は不可。ASI クレジットは、物理的な製品への割り当て、またはその他の形で ASI アルミニウムとして表示することはできない。</p>			
発行日：		参照番号：	
発行元事業体		受領先顧客	
会社名：		会社名：	
所在地：		所在地：	
ASI CoC 認証 番号：		ASI CoC 認証 番号：	
担当者メー ルアドレ ス：		担当者メー ルアドレ ス：	
ASI クレジットの量			

用語集

認定	「ASI 基準」への適合について監査および評価を実施する「監査人」の能力を確認すること。
アルミニウム	「アルミニウム」は、元素記号 Al で原子番号 13 の化学物質である。銀白色で、軟らかく、非磁性、延性のある金属である。「アルミニウム」は、地殻内で 3 番目に多い元素であり、最も多い金属である。純粋「アルミニウム」としても、また、他の金属 (Mg、Si、Mn、Cu、Zn、Fe、Cr など) との合金としても利用可能である。 ASI 文書では、この金属を製造するために使われる原材料 (ボーキサイト鉱石およびアルミナ) およびアルミニウム合金についても、総称として「アルミニウム」と呼ぶことがある。ASI では金属アルミニウムを対象としており、アルミニウムを含有する他の形態の化合物は対象としない。
アルミナ	酸化アルミニウム。ボーキサイト鉱石から精製されて、アルミニウム製錬の材料となる。
アルミナ精製	ボーキサイト鉱石から「アルミナ」を抽出するプロセス。一般的にはバイヤー法による。
アルミニウム再溶解／精製	アルミニウムプロセススクラップおよび使用済みアルミニウム製品をリサイクルするプロセス。不要な元素または不純物を除去して二次アルミニウムの品質を改善するプロセスを含むことがある。これに関連して、「ドロス」およびスラグなどの「ドロス」残灰からのアルミニウムの回収および精製も「アルミニウム」精製に含まれる。
アルミニウム製錬	アルミニウム酸化物、すなわちアルミナからアルミニウムを抽出するプロセス。一般的にはホール・エルー法による。
適用法令	メンバーが事業を行う国または複数の国において、関連する国際法または国、州、もしくは地方自治体の法令。これには、法律、規則、および法定政策が含まれるが、これに限定されるものではない。「適用法令」と「ASI 基準」の要求事項の間で矛盾が生じた場合、「適用法令」が優先される。
ASI	アルミニウム管理イニシアチブ (Aluminium Stewardship Initiative Ltd)。
ASI 認定監査人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI 「監査」を実行することを認定された、独立した第三者の立場にある人または組織。
ASI アルミナ	「CoC 認証事業体」から ASI 「CoC 基準」に従って製造および搬送された「アルミナ」。
ASI アルミニウム	「CoC 認証事業体」から ASI 「CoC 基準」に従って製造および搬送された「アルミニウム」。
ASI ボーキサイト	「CoC 認証事業体」から ASI 「CoC 基準」に従って製造および搬送された「ボーキサイト」。
ASI アルミ素材	「 casting 」のための「アルミ素材」インプットとして使用する「ASI アルミニウム」。
ASI 苦情解決制度	ASI の基準策定プロセス、認証プログラム、監査人の行為、ならびに ASI の方針および手続に関する苦情について、公正かつ適時に客観的な解決を確保することを目指す。詳細はこちら。 http://aluminium-stewardship.org/asi-complaints-mechanism/

ASI クレジット	「マーケットクレジットシステム」において作成でき、「 casting製品」の形態における物理的な「ASI アルミニウム」の量を、物理的な材料の流れから分離される「ASI クレジット」に割り当てるもの。
ASI クレジット証明書	「CoC」に「認証された」「 casting工場」から他の「CoC 認証事業体」への、「ASI クレジット」への物理的な「ASI アルミニウム」の実質上の割り当てを表明する文書。「ASI クレジット証明書」は取引可能な証券ではなく、一名の発行者と一名の購入者のみを有する。
ASI アルミ溶湯	「CoC 認証事業体」から ASI「CoC 基準」に従って製造および搬送された「アルミ溶湯」。
ASI メンバー	以下に示す 6 種類の ASI のメンバーシップクラスのいずれかに属している「事業体」または「事業体」の集団。 <ul style="list-style-type: none"> ● 製造および加工（ASI 認証の対象） ● 産業ユーザー（ASI 認証の対象） ● 市民団体 ● 下流サポーター ● 協会 ● 総合サポーター この「CoC 基準」においてメンバーという用語を使用する場合、それは「製造および加工」または「産業ユーザー」クラスの「ASI メンバー」を意味している。
ASI 基準	ASI「パフォーマンス基準」（Performance Standard）および ASI「加工・流通過程の管理」基準（Chain of Custody (CoC) Standard）を含む。
監査	「ASI メンバー」の「ASI 基準」への適合性を確認する目的で、独立した第三者である「ASI 認定監査人」によって実施される評価。監査の種類としては、「認証監査」、「サーベイランス監査」および「再認証監査」がある。
監査人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI「監査」を実行することを認定された、独立した第三者の立場にある人または組織。
ボーキサイト	アルミナおよびアルミニウム地金の製造に用いる粗鉱。大部分がアルミナ水和物から成り、可変的な組成の酸化鉄も含まれている。
ボーキサイト採掘	営利目的で地球から「ボーキサイト」を採取すること。
casting	「アルミ溶湯」、「アルミ素材」またはその他の合金を通常の原料として、炉で溶融したアルミニウムを castingして、顧客の仕様に合致した特定の「 casting製品」とすること。または、溶融アルミニウムを「アルミ溶湯」として顧客に供給すること。
casting製品	「アルミニウム」またはその合金で、インゴット、スラブ、バー、ビレット、ワイヤーロッド、またはその他の特殊製品の形態をとり、製造した「 casting工場」およびユニークな識別番号を表示する物理的な刻印またはマーキングを製品に施し、または製品に添付したもの。
認証された	現在有効な ASI「認証」のある状態。
認証	「ASI 認定監査人」が実施する「認証監査」の結果に基づいて ASI が発行する証明であり、適用される「ASI 基準」および文書化された認証範囲に対して必要な適合性のレベルが達成されていることを示す。
加工・流通過程の管理	サプライチェーンを通じて一つの「施設」または「事業体」から他の「施設」または「事業体」へ「CoC材料」が搬送される際に発生する一連の「保管」を文書に記録したもの。
CoC	加工・流通過程の管理

CoC 認証範囲	「CoC 認証範囲」は、該当する場合は「外部委託先」も含む、「事業体」の事業または「施設」のどの部分が、「CoC 材料」のインプットおよびアウトプットの目的で「材料会計システム」の対象となるかを定めたもの。
CoC 文書	「CoC 基準」セクション9で規定する、必要な情報を記載した文書。単独の文書（別紙1にテンプレートあり）としても、「事業体」が通常用いる売上請求書または引渡し書類に組み込んだ形としても作成できる。
CoC 材料	「ASI ボーキサイト」、「ASI アルミナ」、「ASI アルミ溶湯」、「ASI アルミ素材」、および「ASI アルミニウム」の総称。
CoC 基準	ASI 加工・流通過程の管理基準
CoC 認証	ASI 加工・流通過程の管理基準に基づく「認証」。
CoC 認証事業体	ASI 加工・流通過程の管理基準に基づき「認証された」「事業体」。
アルミ素材	「アルミ溶湯」の熱を下げるため、または「鋳造工場」での鋳造工程における合金成分仕様に合致するよう再溶解された、鋳造した形態の「アルミニウム」。再溶解したインゴットまたはスクラップの「鋳造製品」（たとえば、規格外製品など）もこれに含まれる。
回収	リサイクルを目的とした、加工スクラップまたは使用済みのアルミニウム製品の回収。
管理	<p>「事業体」による「管理」とは、以下の事項を言う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支配下にある事業もしくは「施設」について、直接もしくは間接に過半数を所有する、またはその議決権（もしくはこれに相当するもの）の50%以上を（単独で、もしくは他の主体との契約によって）「管理」すること。または、 2. 取締役または経営者（または「管理」下にある事業もしくは「施設」でこれに相当する者）の少なくとも半数を罷免、任命、または指名する権利を直接または間接に（他の主体との契約による場合を含む）有すること。または、 3. 「管理」下にある事業または「施設」について、日々の経営管理（例えば、職場の基準の策定およびその適用の実施）を執行していること。または、 4. 関連する司法管轄区域において、上記（1）、（2）に記載されたものと類似した「管理」に関する法的に認められたあらゆる概念。 5. 上記では企業という文脈で「管理」を定義しているが、他の組織形態、例えばフランチャイズ加盟者、ライセンス被許諾者、および該当する場合には個人または家族による「管理」についても、類推によって適用される。
保管	「事業体」または「外部委託先」による、製造、加工または取引を目的とした、「CoC 材料」の物理的な占有。
ダブルカウント	二重売却、二重発行、二重表示を含め、「ASI アルミニウム」が物理的な「ASI アルミニウム」および「ASI クレジット」の両方として売却または搬送され、その元となる「CoC 材料」が1回を超えて勘定、記録または表示される状態。
ドロス	「アルミニウム再溶解／精製」および「鋳造工場」の炉で発生する溶解アルミニウムの表面にある、「アルミニウム」と「アルミニウム酸化物」およびガスが完全に混合された層。スキミングとも呼ばれ、金

	<p>属を鋳造する前に取り除かなければならない。液体金属の容器（例えば、炉または搬送用取鍋または搬送用樋）の底面および壁面からも回収される。（出典：Aluminium Recycling in Europe、（欧州におけるアルミニウムリサイクル）、European Aluminium（欧州アルミニウム協会））</p>
デューデリジェンス	<p>企業がリスクを特定し評価する、また、特定されたリスクに対応する戦略を策定し実施するための、継続して行われる積極的および受動的プロセス。ASI「CoC基準」においては、以下の個別基準を通じて主要なリスク分野をASI「パフォーマンス基準」と関連付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正行為防止 責任ある調達 人権デューデリジェンス 紛争地域および高リスク地域
適格なスクラップ	<p>「CoC認証事業体」から直接供給された「CoC材料」、または「ドロス」もしくは処理済みの「ドロス」残留物からの「アルミニウム」と指定された「ポストコンシューマスクラップ」または「プレコンシューマスクラップ」。「適格なスクラップ」は全ての「リサイクル可能なスクラップ材料」の一部である。</p>
事業体	<p>「ASIメンバー」が所有する、またはその「管理」下にある企業、またはそれに類似する事業。「事業体」は、「ASIメンバー」の一部または全部を構成する可能性がある。「CoC基準」の適用に関して、「事業体」は、「CoC認証」を取得し、またはその取得に努める。さらに、「事業体」は、定められた「CoC認証範囲」において「CoC基準」を実施する責任がある。</p>
施設	<p>施設とは、以下に示す要件を満たす現場、敷地または事業所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「メンバー」の「管理」下にある。 ASI「認証」の目的において、文書化された認証範囲に含まれている。 <p>「CoC基準」の適用に関する場合、「施設」とは「CoC材料」を「保管」する現場、敷地または事業所を指す。</p>
GHG	<p>温室効果ガス。 赤外線放射を吸収することができ、大気中の熱を捕捉して保持する大気中の気体化合物。大気中の熱が増大することにより、温室効果ガスは、温室効果の原因となり、最終的には地球温暖化につながる。 UNFCCCは、6種類のGHGを対象としている。すなわち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、および六フッ化硫黄（SF₆）である。（出典：UNFCCC）</p>
産業ユーザーのメンバーシップクラス	<p>航空宇宙、自動車、建設、耐久消費財、工業、IT、およびこれらに類似する分野でアルミニウムを含有する消費者向け／民生用製品を製造する組織、ならびに飲料、食品、薬品、およびこれらに類似する分野でその製品の容器・包装にアルミニウムを使用する組織。産業ユーザーはその施設または製品ラインのうち少なくとも一つ以上のASI「認証」を受けようとしなければならない。</p>
インプット率	<p>「CoC材料」の「アウトプット量」の判断に用いる割合で、「CoC材料」のインプットを「CoC材料」と「非CoC材料」との総インプットで除して算出する。または、「リサイクル可能なスクラップ材料」の場</p>

	合は、「適格なスクラップ」のインプットを「リサイクル可能なスクラップ材料」の総インプットで除して算出する。
インプット量	「CoC 認証事業体」へのインプットとしての、「CoC 材料」、「非 CoC 材料」または「リサイクル可能なスクラップ材料」の量（質量の単位で表記）。
内部オーバードロー	「事業体」の「材料会計システム」が、不可抗力事由により「材料会計期間」内で「アウトプット量」が「インプット量」を一時的に超過する状態を許可した場合。「内部オーバードロー」は、次の「材料会計期間」内で精算しなければならない。
アルミ溶湯	溶融した形態の「アルミニウム」。
マネジメント代表者	基準の要求事項への適合を確保するために、会社によって任命されたシニアマネジメントのメンバー。（出典： Social Accountability International, SA8000: 2008, p5 （ソーシャルアカウンタビリティインターナショナル））
マネジメントシステム	作業が正確に矛盾なく効率的に実施されて求められた結果を達成すること、およびパフォーマンスの継続的改善を促進することを確保するための組織的枠組みについて、全体として保証するマネジメントプロセスおよび文書。 「CoC 基準」においては、「事業体」の「マネジメントシステム」には「材料会計システム」を含めなければならない。
マーケットクレジットシステム	「CoC」に「認証された」「鋳造工場」による、余分な「ASI アルミニウム」（「マスバランスシステム」で製造したもの）の「ASI クレジット」への割り当てを許可するシステム。「ASI クレジット」はさらに下流である「CoC」に「認証された」「鋳造後処理を行う事業体」に、「ASI クレジット証明書」を通じて搬送することができる。「ASI クレジット」は対応する材料の物理的な取得とは関連付けられないため、受領した「事業体」はこれを「ASI アルミニウム」として表示したり売却したりすることはできない。
マスバランスシステム	「CoC 材料」を「保管」する一連の「事業体」それぞれに「CoC」「認証」を受けることを義務付けており、アルミニウムのサプライチェーンのあらゆる段階で、定義される「材料会計期間」にわたり、「事業体」が「保管」する「CoC 材料」を「非 CoC 材料」と混合することを認めているシステム。「CoC 材料」の「インプット率」を用いて、「CoC 材料」の「アウトプット量」を算出する。 「CoC 基準」は、「CoC 材料」のアウトプットを『部分的に「CoC」』として割り当てることはできないと規定していることに留意されたい。たとえば、アウトプットの 20%が「CoC」である場合、その 20%は 100%「CoC」となる（全てのアウトプットが『20%「CoC」』となるわけではない）。
材料会計期間	「CoC 材料」、「適格なスクラップ」または「ASI クレジット」のインプットおよびアウトプットの会計処理および調整を行う、12 ヶ月を超えない期間。
材料会計システム	「事業体」の「マネジメントシステム」の一部で、「CoC 材料」および「ASI クレジット」のインプットおよびアウトプットの管理および会計処理に用いる。単独のシステムでも、購買、在庫、会計その他のシステムと統合されていてもよい。

非 CoC 材料	「CoC 基準」に従って製造または搬送されていない、「ボーキサイト」、「アルミナ」、「アルミ溶湯」、「アルミ素材」または「アルミニウム」の形態の材料。
アウトプット量	「CoC 認証事業体」からのアウトプットとしての「CoC 材料」または「リサイクル可能なスクラップ材料」の量（質量の単位で表記）。
外部委託先	ある「事業体」を代理して「CoC材料」の加工、処理または生産を行う目的で、その「事業体」の「CoC材料」を「保管」する個人、企業その他事業。自身が「CoC」「認証され」ていない「外部委託先」は、「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれなければならない。
パフォーマンス基準	「ボーキサイト」の採掘から、民生用および消費者向け製品の製造ならびにプレコンシューマおよびポストコンシューマのアルミニウムスクラップのリサイクルまで、アルミニウムの製造および素材管理に関連する持続可能性の問題に対処することを目的として、環境、社会、およびガバナンスの原則および個別基準を定義する、ASI による基準。
プラス残高	「事業体」の「材料会計システム」が、「事業体」の「CoC 材料」または「適格なスクラップ」の総インプットが、「材料会計期間」末に他の「事業体」に搬送する「事業体」の「CoC 材料」または「ASI クレジット」の総アウトプットを超えると記録した場合の純差額。
鋳造後工程を取り扱う事業体	「鋳造製品」製造後の「アルミニウム」のさらなる加工、処理または製造を行う「事業体」。半製品化、材料加工、生産、さらなる製造、組み立て、製品化または建築に従事する「事業体」もこれに含まれる。
ポストコンシューマスクラップ	消費者向けまたは民生用製品で、そのエンドユーザーとしての個人、家庭もしくは商業、工業および公共の施設により本来の用途で使用され、そうした用途で使用できなくなったものから再生された、「アルミニウム」を含む材料。（出典：ISO 14021:2016）
プレコンシューマスクラップ	製造プロセスまたはそれに類似したものによる廃棄ストリームから外れた「アルミニウム」を含む物質で、意図的に製造されておらず、最終用途に適していないもので、それを生成した同じプロセスで再利用できないもの。（出典：ISO14021:2016）
アルミニウム新地金	アルミナ製造のための精製、およびアルミニウム製造のための製錬により、ボーキサイト鉱石から製造される「アルミニウム」。
製造および加工のメンバーシップクラス	ボーキサイト採掘、アルミナ精製、アルミニウム製錬、アルミニウム再溶解／精製、半製品化、または材料加工のうち一つ以上の活動を行う組織。製造および加工メンバーはその施設または製品ラインのうち少なくとも一つ以上の ASI「認証」を受けようとしなければならない。
リサイクル可能なスクラップ材料	あらゆる形態の「プレコンシューマスクラップ」、「ポストコンシューマスクラップ」および「ドロス」。
リサイクル・アルミニウム	再溶解（「液体金属」製造のため）およびアルミニウム精製（アルミニウムの不要な成分または不純物を除去）などの加工により製造された「アルミニウム」。「リサイクル・アルミニウム」はアルミニウム二次地金とも呼ばれる。
責任ある採掘の基準	正式なレビュー手続きおよびステークホルダーからの意見を聴取する機会を経て、ASI「パフォーマンス基準」と同等であると ASI よりみなされた、第三者による、責任ある採掘慣行のための基準。情報は www.aluminium-stewardship.org にて管理する。

半製品化	後の材料加工またはさらに下流の加工および最終製品の製造に向けた中間加工段階としての「 鑄造製品 」の 圧延または押出 。半製品の例としては、薄板、箔、缶材、押出ロッド、バー、型材、パイプ、チューブ、およびその他の圧延製品（例えば、荒引線、ワイヤー、粉末、ペースト）。
補足情報	第三者経由で出荷された「CoC材料」の明記、「CoC材料」または供給元の「事業体」に適用される、ASI「認証」外の追加の「認証」または「認定」に関する言及、原産地、出所、もしくはサプライチェーンにおける慣行に関する追加の表示、またはウェブサイトのリンクを介したその他の一般情報などの、「CoC文書」に盛り込むことのできる追加の情報。
持続可能性データ	「CoC 文書」に盛り込むことのできる、「ASI アルミニウム」の社会、環境または経済上の利点を裏付けるデータ。「CoC 基準」の第1版は「GHG」排出および「鑄造後処理を行う事業体」の「認証」ステータスに焦点を当てている。



asi Aluminium
Stewardship
Initiative

Aluminium Stewardship Initiative Ltd

(ACN 606 661 125)

www.aluminium-stewardship.org

info@aluminium-stewardship.org

MINIUM
d. 50/b
11/11 9626
02/14
5.00
57951 001.00